**令和７年度　岸和田市指名競争入札参加資格審査申請要領【追加】**

**（建設工事）**

岸和田市が発注する建設工事に関する入札に参加を希望される方は、次の要領で申請して　ください。

1. **資格要件（申請ができる者）**
   1. 次のアからエのいずれにも該当しない者
      1. 地方自治法施行令第167条の4第１項の規定に該当する者
      2. 国税または地方税を滞納している者
      3. 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成25年10月1日施行）第5条の規定に該当する者
      4. 入札又は契約に関し、損害賠償請求（違約金の請求を含む。）を本市から受けている者
   2. 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受け、同法第27条の23第2項の規定による経営事項審査（令和６年２月29日以後の日を審査基準日とするものに限る。）を受けている者
   3. 次のアからウの届出の義務を履行している者。ただし、当該届出の義務のないものを除く。

ア　　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ　　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ　　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

* 1. 経営状態が著しく不健全でない者。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生　手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
  2. 令和７年度岸和田市指名競争入札参加資格審査申請要領（建設工事）に基づき、入札参加資格審査を申請していない市内業者及び準市内業者
  3. 令和７年度岸和田市指名競争入札参加資格審査申請要領（建設工事）に基づき、入札参加資格審査を申請していない市外業者

1. **申請の制限**
   1. 資格審査申請書の提出は、「建設工事」と「測量・建設コンサルタント」について、両方を申請することはできません。
   2. 代表者または受任者は、「建設工事」と「測量・建設コンサルタント」において、他の会社の代表者または受任者を兼ねて同時に申請することはできません。
2. **申請の受付**
   1. **受付は郵送とする。**

ア　　期　　　間 　　令和７年９月１日（月）から９月５日（金）まで（当日消印有効）

イ　　郵送方法 　　レターパック又は簡易書留など必ず記録が残る方法で提出すること。

なお、封筒の表面（宛名面）には宛名ラベルを貼付又は同じ内容を記入すること。

宛名ラベル

※送付する際に、下記の宛名ラベルを封筒に貼付又は同じ内容を記入して送付してください。

〒596－8510

大阪府岸和田市岸城町７－１

岸和田市役所　総務部　契約検査課　宛

令和７年度　建設工事入札参加資格審査申請書 在中

* 申請の受理確認について、申請書類受理後、不備・不足がなければ「受理書」を送付いたしますので、送付用封筒（宛先記入、切手貼付済）を同封してください。

また、申請書類に不備・不足がある場合は上記封筒により「申請書類の再提出について（建設工事）」（別紙参照）に不備・不足内容を記入して返送いたしますので令和７年９月16日（火）午後５時までに持参又は郵送（必着）してください。

指定日までに提出がなければ申請を取り消します。

* 1. 問合せ先 岸和田市総務部契約検査課  
     岸和田市岸城町7番1号  
     電　話　072-423-9547（直通）

時　間　午前9：30～正午　　午後1：00～午後5：00  
＊本市契約検査課ホームページよりメールによる問い合わせもできます。  
（ホームページ）http://www.city.kishiwada.lg.jp/soshiki/14/

* 1. 用　　　紙 岸和田市指定様式　（無料・本市ホームページでダウンロードも可）
  2. 提出部数 1部　（A４サイズ）
     + 1. 行政書士が代理で申請を行う場合は、申請者が行政書士へこの申請について権限を　委任する旨を記載した委任状を添付してください。

1. **有効期間（令和７年10月１日から）**
   1. 市内業者　　　６ヵ月間（市内に営業所等を設置している準市内業者を含む。）
   2. 市外業者　　　１年６ヵ月間
2. **申請書並びに添付書類及び記載要領**
   1. 指名競争入札参加資格審査申請書（建設工事）追加【提出A4サイズ】
      * 1. 岸和田市指定様式に限ります。（用紙は無料で配布します。）
        2. かい書体でボールペン等により明確に記入してください。（本市ホームページでダウンロードしたワード文書に入力し、印刷したものも可。）
      1. 「申請区分」欄については、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を記入してください。「2更新」の場合は「前回受理番号」欄に前回の受理番号を記入してください。「前回受理番号」がわからない場合は、記入しなくても結構です。
      2. 「希望工種番号」欄については、申請書右の「工事の種類1～29」より、該当する工種の　　番号を1つのみ記入してください。ただし、土木・建築については両方希望できますので、その場合は0と記入してください。

\*有効期間中の希望工種の変更はできません。

* + 1. 「法人番号（13桁）」欄については、国税庁から通知された社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における法人番号を記載してください。（個人の場合は記載不要です。）
    2. 「技術職員数」欄については、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（以下「経審」という）の「技術職員数合計」欄の合計数値を記入してください。なお、営業所において契約する場合は、当該営業所に属する技術職員数を記入してください。
    3. 「建設業許可年月日」欄について、業種によって許可年月日が異なる場合、「希望工種番号」に対応する許可年月日を記入してください。
    4. 「障害者雇用数」欄については、身体障害者手帳等を持つ社員の雇用人数を記入してください。
       1. 市内（準市内）業者で、障害者を雇用することにより等級格付において優遇措置を受けようとする場合のみ必要です。
       2. 優遇措置を受けるためには、障害者の雇用が確認できる証明書として、岸和田市指名競争入札参加資格審査申請に伴う同意書兼雇用証明書及びその障害者の障害の状況が確認できる証明書（身体障害者手帳等の写し）が必要です。
    5. 「建設業労働災害防止協会への加入」欄については、加入の有無を記入してください。また、有の場合は所属する支部・分会名を記入してください。
       1. 市内（準市内）業者で、建設業労働災害防止協会へ加入することにより等級格付において優遇措置を受けようとする場合のみ必要です。
       2. 優遇措置を受けるためには、建設業労働災害防止協会への加入が確認できる証明書が必要です。
  1. 指名競争入札参加資格審査申請書その２
  2. 技術職員名簿（この名簿は市内業者及び準市内業者のみ必要です。）【提出A4サイズ】
     + 1. 岸和田市指定様式に限ります。2枚以上必要な場合は、複写してください。
       2. 準市内業者については、岸和田市の営業所等に属する技術職員のみを記入してください。
       3. 登録できる技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（３ヶ月以上の雇用関係）にある者であることが必要です。
     1. 技術職員の資格・免許等の該当欄に○印をつけしてください。（別紙：技術職員名簿記載例参照）
     2. 監理技術者として登録する場合は、監理技術者資格者証の写し（表裏）と監理技術者講習修了証の写し（表）を添付してください。

＊名簿に記載のない技術職員は、工事の主任技術者（監理技術者）及び現場代理人に配置できません。

〔営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）について〕  
＊営業所技術者等の現場代理人、主任技術者及び監理技術者の兼務については、契約検査課のホームページに掲載している「岸和田市発注工事に係る技術者の配置について」を参照してください。

* 1. **経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書**の写し
     + 1. 経審（令和６年２月５日以後の日を審査基準日とする最新のもの）が必要です。更新中により届いていない場合、総合評定値申請書の表紙（行政庁の受付印押印済みのもの）と従前の経審を添付してください。なお、最新の通知書が届き次第、当該通知書を速やかに提出してください。  
          指名競争入札参加資格審査申請書の「総合評定値（P）」欄及び「年平均完成工事高」欄に、経審に記載している評定値と2年（又は3年）平均完成工事高の金額および社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入有無をそれぞれ転記してください。
  2. [**建設業の許可通知書**](http://www.pref.osaka.jp/kensin/ken_kyoka/許可の概要/new%20gyokyoka.html)の写し

※　建設業許可（令和７年９月５日以後の日を許可の終期とする最新のもの）が必要です。更新中により届いていない場合、建設業許可申請書の表紙（行政庁の受付印押印済みのもの）と従前の建設業許可通知書を添付してください。なお、最新の通知書が届き次第、当該通知書を速やかに提出してください。  
許可を受けている業種について、指名競争入札参加資格審査申請書の「許可（本）」欄に「特」又は「般」を記入してください。

* 1. 営業所一覧表
     + 1. 契約締結の権限を委任されている営業所等で申請する場合に必要です。
       2. 建設業許可申請書の様式第一号別表の「営業所」欄に準じた様式とします。
       3. 営業所での許可業種が記載されていること。  
          申請する営業所での許可業種について、指名競争入札参加資格審査申請書の「許可（営）」欄に「特」又は「般」を記入してください。
  2. 委任状
     + 1. 契約締結の権限を委任されている営業所等で申請する場合に必要です。
  3. 使用印鑑届
  4. **印鑑証明書の写し**
     + 1. 法人の場合は法務局が発行するもの。
       2. 個人の場合は市町村が発行するもの。
  5. 誓約書（様式６）
  6. 誓約書（様式７　岸和田市暴力団排除条例関係）
  7. 法人にかかる履歴事項全部証明書の写し
     + 1. 個人の場合は不要です。
  8. 納税証明書・完納証明書･納税状況等確認同意書
     1. 法人

（ア）　「法人税」「消費税及び地方消費税」の**納税証明書（その３の３）**の写し  
　 ※　市内、市外業者とも必要です。  
 （イ）　法人の完納証明書及び納税状況等確認同意書（様式８）

※ 市内に事業所（本店または支店等）を有する場合に必要です。

（ウ）　代表者の完納証明書及び納税状況等確認同意書（様式８）  
※　市内に事業所（本店または支店等）を有し、かつ、市内に代表者の住所を有する場合に

必要です。**（法人と代表者、両方の完納証明書が必要です。）**

イ　 個人

（ア）　「申告所得税」「消費税及び地方消費税」の**納税証明書（その３の２）**の写し

※ 市内、市外業者とも必要です。

（イ）　完納証明書及び納税状況等確認同意書（様式８）

※　市内に事業所を有する場合に必要です。

　　 ウ 共通事項

* + - 1. 納税証明書については、お近くの[**税務署**](http://www.nta.go.jp/osaka/guide/zeimusho/osaka.htm)にお問い合わせください。
      2. 完納証明書（写し可）については、岸和田市市民税課又は東岸和田、山直、春木、　　八木、桜台の各市民センター、山滝支所へ添付の**税証明交付申請書**を提出して下さい。（内容確認のため、発行に少し時間がかかります。また、**金融機関等で納付した場合、　納付状況が証明書に反映されるまでに数日を要します。納付後すぐに証明書を発行する場合は、領収書を持参してください。**）
  1. 社会保険等加入関係

　　※　 社会保険等の加入の確認は、経審の「その他の審査項目（社会性等）」の「雇用保険・健康保険・厚生年金保険加入の有無」の欄で確認します（以下「その他の審査項目欄」という）。

その他の審査項目欄において、「無」の表記がある方のみ、それぞれ下記の書類を提出して頂きます。

ア　　経審の審査基準日時点で、健康保険、厚生年金保険のいずれかが未加入であり、その後加入した場合

年金事務所が発行する健康保険、厚生年金保険の加入の事実が確認できる以下の書類

のいずれかを提出してください。

（ア）　「健康保険・厚生年金保険適用事業所確認（申請）書」の原本または写し

（イ）　「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し

（ウ）　「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し

（エ）　「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入確認書の写し

（オ）　資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

　　　　※　（ア）、（ウ）、（エ）は発行日から３ヶ月以内のもの

イ　　経審の審査基準日時点で、雇用保険が未加入であり、その後加入した場合

公共職業安定所（ハローワーク）が発行する雇用保険の加入の事実が確認できる以下の 書類のいずれかを提出してください。

　　　　（ア）　「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し

　　　　※　公共職業安定所（ハローワーク）の受理印があるもの

　　　　（イ）　「雇用保険」領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し

　　　　（ウ）　「雇用保険」被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し

ウ　　経審の審査基準日時点で、いずれかの社会保険等に未加入であり、その後法令で適用除

外となった場合

　　　　　 「適用除外事業者用申出書」（様式９）を提出してください。

　　　　　　※　岸和田市指定様式に限ります

* 1. 工事経歴書（参考様式）  
     ※　直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着手した主な未完成工事について記入  
     　　 してください。なお、参考様式の記載事項を満たすものであれば、様式は問いません。
  2. 代理申請者への委任状（行政書士が申請者に代わって申請する場合）  
     ※　行政書士が代理で申請を行う場合は、申請者が行政書士へこの申請について権限を  
     　　　委任する旨を記載した委任状が必要です。
  3. 障害者本人の同意書と障害者の雇用が確認できる証明書
     + 1. 市内（準市内）業者で、障害者を雇用することにより等級格付において優遇措置を受けようとする場合のみ必要です。
       2. 岸和田市指名競争入札参加資格審査申請に伴う同意書兼雇用証明書及びその障害者の障害の状況が確認できる証明書（身体障害者手帳等の写し）は、優遇措置を受けようとするための障害者の雇用人数分必要です。
  4. 建設業労働災害防止協会加入証明書の写し  
     ※　市内（準市内）業者で、建設業労働災害防止協会へ加入することにより等級格付に  
     　 おいて優遇措置を受けようとする場合のみ必要です。
  5. 事業所等の所在地図及び写真（市内業者及び準市内業者のみ必要です。）  
     ※　所在地図は、事業所位置が確実にわかるものであれば、どのような地図でも結構です。  
     　 事業所を朱色にて表示してください。  
     ※　**事務所の所在が確認できるように看板等を設置してください**。  
     ※　写真は、事業所等の全景と看板等会社名の確認できるものを添付してください。ただし、  
      他社と同一敷地内・建物内にあるときは、出入口・事務室が分離・独立していることが  
      確認できる写真を併せて添付してください。  
     ※　申請後、随時岸和田市が行う調査時に申請内容が確認できない場合は、指名や格付  
      昇格等を留保し、入札参加資格者名簿から削除する場合があります。

1. **虚偽の申請**
   * + 1. 提出した申請書類に、虚偽の事項を記載した者の資格は取り消します。
2. **変更届について**
   * + 1. 申請書提出後において、記載内容に変更が生じた場合（**代表者や受任者など**）は、その都度、総務部契約検査課に変更届を提出してください。
3. **その他留意事項**
4. **５** **申請書並びに添付書類及び記載要領**の（４）から（19）の順にA4ファイル（**色指定あり**）に綴じてください。（（１）～（３）については、**ファイルに綴じない**でください。）
5. 前記ファイルは、市内業者は**緑色**、市外業者は**緑色以外**のファイルとし、表紙及び背表紙に、商号又は名称を記入してください。
6. 経審を除く各証明書は、発行日から3ヶ月以内のもの又はその写しに限ります。
7. 今回実施する指名競争入札参加資格審査申請（建設工事）は、岸和田市が令和７年度に工事請負契約を締結するために実施する入札等の参加資格について、事前に審査し登録を行うものです。名簿登載後に必ず入札参加をお約束するものではありません。また、岸和田市では、市内業者育成のため市内業者を優先して指名を行っています。
8. 等級格付のある業種（土木・建築・他）で新規に登録される市内業者は、それぞれの等級の最下位等級に格付されます。**（市外業者に格付はありません。）**
9. 有効期間中の希望工種の変更はできません。有効期間中に登録が取消しとなった場合、市内業者及び準市内業者は令和８年度登録まで、市外業者は令和９年度登録まで、岸和田市指名競争入札参加資格審査申請はできません。
10. 特に、**経審及び建設業の許可**については、**更新の都度**、すみやかに総務部契約検査課まで写しを提出してください。
11. 次回の指名競争入札参加資格審査申請（令和８年度登録）は、令和８年１月～２月の予定です。
12. **本市の建設工事競争入札参加資格者については、有資格業者情報及び指名停止措置業者情報をホームページで公開していますので、同意の上申請手続きをしてください。**